

米トレーサビリティ法は何？

お米や米加工品に問題が発生した際に、速やかに流通ルート特定する仕組みです。



生産から販売・提供まで、各段階での取引記録の作成・保存が義務づけられています。

また、お米の産地情報は、取引先や消費者に正しく伝えることが求められています。

対象品目

米穀

もみ、玄米、精米、砕米

主要食糧に該当するもの

米粉、米穀をひき割りしたもの、ミール、米粉調製品(もち粉調製品を含む)、米菓生地、米こうじ等

米飯類

各種弁当、各種おにぎり、ライスバーガー、赤飯、おこわ、米飯を調理したもの、包装米飯、発芽玄米、乾燥米飯類等の米飯類(いずれも、冷凍食品、レトルト食品及び缶詰類を含む)

米加工食品

もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん



対象事業者

外食業者

小売販売業者

米加工品製造業者

流通業者

生産者

米および米加工品に関して、販売・輸入・加工・製造・提供の事業を行っているすべての方(生産者を含む)が対象事業者です。



取引の際に記録が必要な項目

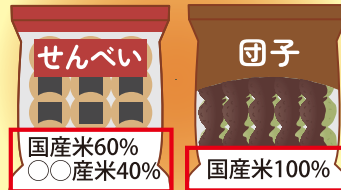
- ✓ 品名
- ✓ 産地
- ✓ 数量
- ✓ 年月日
- ✓ 取引先名
- ✓ 搬出入した場所
- ✓ 用途を限定する場合

上記対象品目に限り、以下の産地情報の伝え方が可能です。

1 一括表示欄への記載

名称	米菓
原材料名	うるち米 国産、〇〇産、その他 食塩、調味料(アミノ酸)
内容量	10枚
賞味期限	枠外上部に記載
保存方法	開封後は直接日光、高温多湿を避けて保存してください。
製造者	〇〇製菓株式会社 〇〇県〇〇市〇〇1-1-1

2 枠外への記載



3 Webアドレスを記載

原料米の産地情報については当社HPをご覧ください。

<http://www.xxxxXXXXX.XX.XX>



4 お客様相談窓口の電話番号を記載

原料米の産地情報についてはお客様相談窓口へお尋ねください。

☎ 0120-000-000



Q

米粉を使ったシュークリームやクッキー、パンは米トレーサビリティの対象になりますか？



A

いいえ。対象品目は上記に記載の通りですので対象ではありません。



原材料の1位が米粉の場合は原産地の記載が必要ですが、2位以下の場合には記載の必要はありません。ただし生産者は米粉の記録(上記取引の際に必要な項目)が必要です。